

セーフティネット5号(イ)、(ロ)、セーフティネット7号
および佐世保市中小企業緊急経営対策資金の認定申請に必要な書類等

◆セーフティネット5号(イ)◆

○中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ)

○最近3か月間及び1年前の同期間の各月の売上高(月別、円単位)が確認できる資料

(例) 売上元帳、試算表、決算書など

※ただし、日本標準産業分類(総務省統計局作成)中、細分類において2つ以上の業種を営んでいる事業者については、認定対象となる業種それぞれについて最近3か月間及び1年前の同期間の各月の売上高(月別、円単位)が確認できる資料

○認定対象となる業種を営んでいることが分かる資料

(例) 取扱製品、サービス等が確認できる書類、許認可証など

○会社の代表者印(融資申込時に使用される印鑑)

○委任状※(金融機関の方等が代理で申請に来られる場合)

◆セーフティネット5号(ロ)◆

※必要な資料は、商工物産課へお尋ねください。

◆セーフティネット7号◆

○中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

○基準日(申請日から遡って1ヶ月以内の任意の日)及び基準日と対応する1年前の同月同日時点での借入残高が確認できる残高証明書、若しくは返済予定表など金融機関発行の資料

(注) 借入残高には、事業資金として金融機関からの借り入れた(長期資金・短期資金)全てが対象となりますが、商業手形、割引手形は含まれません。

○会社の代表者印(融資申込時に使用される印鑑)

○委任状※(金融機関の方等が代理で申請に来られる場合)

◆佐世保市緊急経営対策資金◆

○佐世保市中小企業緊急経営対策資金融資制度 不況対策資金融資対象中小企業者認定申請書

○最近3か月間及び1年前の同期間の各月の売上高(月別、円単位)が確認できる資料

(例) 売上元帳、試算表、決算書など

○会社の代表者印(融資申込時に使用される印鑑)

○委任状※(金融機関の方等が代理で申請に来られる場合)

◎ご不明な点は、下記までご相談ください。

佐世保市 観光商工部 商工物産課
TEL 0956-24-1111